

さいたま市まちづくり支援補助金交付要綱

平成 13 年 5 月 1 日告示第 93 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日告示第 245 号

改正 平成 19 年 3 月 13 日告示第 241 号

改正 平成 24 年 1 月 31 日告示第 147 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 449 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日告示第 474 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 509 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の自主的なまちづくり活動を促進することを目的として、市街地の計画的な整備又は地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上を推進しようとする団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成 13 年さいたま市規則第 59 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第 2 条 この告示において、補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市街地の計画的な整備又は地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上を推進する団体であること。
- (2) 当該団体の活動区域を代表する組織として構成され、当該団体の活動内容、活動の成果、本市が当該団体に提供する情報等を当該活動区域内の住民に周知する機能を備えている団体であること。
- (3) 規約、会則等を定め、自主的で継続的なまちづくり活動を促進する団体であること。
- (4) 原則として、市内在住者若しくは在勤者又は市内に土地若しくは建物に関する権利を有する者 5 名以上で構成されている団体であること。
- (5) 会員の会費等を活動等に要する経費に充当している団体であること。
- (6) 政治的又は宗教的な活動を目的としない団体であること。
- (7) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）でない団体及び暴力団員（同

条第2号に規定する暴力団員をいう。)が役員(代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。)となっていない団体であること。

- (8) 第10条(第7号を除く。)の規定により、補助金の交付の決定の取消し又は返還命令を受けた団体でないこと。

(補助の内容)

第3条 市長は、団体に対し、次に掲げる事務又は事業(以下「補助事業」という。)に要する費用について、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。

- (1) 集会、研究会、講演会等の開催に要する費用
- (2) 広報紙、パンフレット等の作成及び頒布に要する費用
- (3) 研修、講演等の講師の謝礼その他の報償金として要する費用
- (4) 地区整備の基本構想及び基本計画並びに事業計画の作成等に要する費用
- (5) 先進地事例視察等に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため市長が特に必要と認める事務又は事業に要する費用

2 補助金の交付額は、1団体当たり50万円を限度とし、市長が予算の範囲内で定める。

3 補助金の交付の対象となる期間は、5年(市長が別に定める団体にあつては、2年)を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助事業の開始予定日の20日前までに、まちづくり支援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 構成員名簿(様式第2号)
- (2) 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
- (3) 事業計画書(様式第3号)
- (4) 対象区域図
- (5) 補助金交付申請内訳書(様式第4号)
- (6) 収支予算書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による補助金の交付申請は、1年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付の可否を遅滞なく決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第5号）又は補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更、中止又は廃止）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第7号）を速やかに提出して市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、当該事業内容の変更、中止又は廃止について適当と認めるときは、これを承認し、その旨を事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業完了実績報告）

第7条 補助事業者は、補助の対象となる年度の補助事業が完了したときは、その完了の日から15日を経過した日又は事業年度末日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付する。

- （1） 補助金精算調書（様式第10号）
- （2） 補助金受入調書（様式第11号）
- （3） 事業報告書及び補助事業の成果を示すもの
- （4） 収支決算報告書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定、交付等）

第8条 市長は、前条の報告書を受理したときは、これを審査し、必要な調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知する。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者からの補助金交付請求書（様式第13号）の提出により交付する。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、補助事業者からの請求により、補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(指導監督)

第9条 市長は、補助金の執行の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は補助事業者の同意を得て補助の対象となる事業の状況を直接調査することができる。

2 市長は、補助金の執行状況が適正でないと認めたときは、補助事業者にその是正を指示することができる。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を期限を定めて命ずることができる。

(1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

(2) 第6条第2項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合において、補助金をもって取得した財産があるとき。

(3) 第5条第2項の規定により補助金の交付の決定に付された条件を遵守しなかったとき。

(4) この告示に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(5) 前条の規定による是正に係る指示に従わなかったとき。

(6) 補助事業者が法令に違反する行為を行ったとき。

(7) 第8条第3項の規定に基づき概算払により交付した補助金の額が、同条第1項の規定により補助金の交付額を確定した場合に、その確定交付額を超えるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為により補助金の交付を受けたとき又は補助金を不正に使用したとき。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入支出等を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該補助事業の完了の日の属する事業の年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の浦和市街づくり促進事業補助要綱（昭和61年浦和市制定）、まちづくり事業推進団体補助金交付要綱（昭和62年大宮市告示第215号）、与野市まちづくり助成金交付要綱（平成8年与野市制定）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 3 岩槻市の編入の前日までに、編入前の岩槻市まちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年岩槻市告示第85号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市まちづくり支援補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（次項に規定するものを除く。）については、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった補助金の交付について適用し、施行日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

- 3 新要綱第2条及び第3条の規定については、施行日以後に初めて補助金の交付申請を行う団体に対する補助金の交付について適用し、この告示による改正前のさいたま市まちづくり支援補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定による補助金の交付を受けていた団体に対する施行日以後の補助金の交付については、なお従前の例による。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた

旧要綱の規定による補助金の交付を受けていた団体に対する補助金の交付の対象となる期間については、市長が特に必要と認める場合を除き、平成24年3月31日までを限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(さいたま市再開発支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 さいたま市再開発支援事業補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第94号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後のさいたま市まちづくり支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後のさいたま市まちづくり支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後のさいたま市まちづくり支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。